

Content

- 2 Which topics would you like to discuss at "East meets West 2008"?
- 2 Detailed Korean legal status in English
- 3 Machine-translated Korean full texts available via the EPO
- 3 Editorial
- 4 Tipps zur Nutzung kostenloser Internetdatenbanken aus China
- 6 Fit for Asia?
- 7 The London Agreement
- 8 EPC 2000 – will users' needs be taken into account?
- 9 Legal status database: new information on the fate of European patents after grant
- 10 The fair use charter: your "code of conduct" for the EPO's free online databases
- 10 Science meets industry
- 11 ESPACE BULLETIN – the ideal tool for watching your competitors' activities
- 11 Seminar calendar 2008
- 12 Other news

10月のリガにおける特許情報会議においてPhilips Intellectual Property and Standards社のCEO Ruud Peters氏はこの課題について、「産業界は信用できる、完全な特許情報を必要としている。」と簡潔に(6つの言葉で)述べました。Philips社はEPOにおける第一位の出願



中国特許文献への対応を協議する集会

中国は現在、特許公開件数がアメリカ、日本に続き世界第3位です。ヨーロッパ特許従事者は中国特許文献をどのようにして彼らの仕事に組み入れるかという課題に直面しています。

人であり、Philips社の知的財産部のトップが述べる言葉は影響力があります。Peters氏は、綿密な調査の元であり批判にさらされる特許システムは、革新を促進せず、抑圧すると述べました。また、最近の流れである高い品質の特許を歓迎すると述べました。特許の品質は優れた調査を行うことから始まり、ますます増える中国先行技術を見逃すことは、これらの流れと一致しないと述べました。

実用新案

米国弁理士であり中国特許専門家であるThomas Moga氏は、この問題について、中国では特許よりも実用新案を出願する傾向があることを強調しました。つまり熟練した特許出願人は、中国では他の国に比べ実用新案と意匠を取得しやすいことを知っていること、そのため包括的な特許文献の調査には特許と実用新案両方の調査が必要であること、英語の要約のない中国実用新案が約85万件あり、それらを単に実用新案と片付けること

は軽率であると述べました。中国での特許と実用新案の新規性の基準は、中国での新規性であり、絶対的な新規性ではないため、中国での出願を予定している方は特に気をつけなければなりません。しかしこれらは、まもなく変更されるでしょう。

解決とはならない機械翻訳

中国特許に関する議論として、常にヨーロッパから中国特許文献への早急なアクセスの必要性が話題に挙がります。



Ruud Peters, CEO of Philips Intellectual Property and Standards



Thomas Moga, US patent attorney and China expert



John Bambridge, EPO's principal director in charge of the translation project

有効な中文英訳の機械翻訳はまだ存在しません。また今後3年間は存在しないものと思われます。この点について中国語翻訳特別研究グループは、産業界が特許庁と協調して世界的な解決を見出すために何ができるかを問いながら、詳細に吟味を重ねています。

ワークショップで EPO の代表は、EPO が始めた試験計画について述べました。それは人によって特定分野の中国実用新案の要約とクレームを翻訳し、人による翻訳のコストと実用性、品質を測るというものです。この試験計画が成功すれば、全て人による翻訳の入札が2008年より開始されるでしょう。

中国翻訳への基金

John Bambridge(翻訳プロジェクトを担当した EPO の principal director)は、人による翻訳作業は非常に高くつくこと強調しました。クレームだけの翻訳について、当初の

見積りは毎年約 1500 万 EUR になりました。これらのコストは機械翻訳が人による翻訳に代われるくらいの実効性を持つまで減ることはありません。当面の間、ヨーロッパはこれらの作業の資金のためのビジネスモデルを必要としました。

EPO は援助基金により、全ての翻訳をインターネットサービスの1つとして無料で公開するつもりです。これは EPO が収入を得ないことを意味しており、このコストは他の手段によって補わなければならないと Thomson Scientific 社の Bob Stembridge は異なったアプローチを提案しました。つまり商業部門は翻訳の解決に投資し、翻訳の販売で投資を補うというものです。これにより支出はより公平に負担されると彼は述べました。中国の East Linden 社、Beijing Zhongxi Tuofang Co.Ltd.と同様に Thomson Scientific 社は既に中国語データの翻訳作業を始めています。

ヨーロッパの計画

長期的な結果がどうなるにしろ、リガでの議論は、主要な人物が共通の問題を解決するために集った、中国特許のための討論の重要な瞬間として記憶に刻まれるでしょう。EPO は USA および日本へパートナーに参加を勧めています。しかし現在のところ主な問題はヨーロッパに根ざしていると思われるので、ヨーロッパが共通のイニシアチブを取るべきです。EPO 特許情報会議において、意見が強く統一して表明されたことから、これは迅速に行われるでしょう。

東アジア

“East meets West 2008”での議題
EPO の“East meets West in Vienna”フォーラムは毎年開催されるイベントであり、東アジアからの特許情報の専門家と世界中からのユーザが一堂に会します。次回のフォーラムは2008年4月17、18日に開催予定です。

EPOの東アジア特許情報チームはユーザにとっての問題の核心に迫るような“East meets West 2008”のプログラムの作成作業に当たっています。彼らは皆様からのフィードバックを必要としています。皆様の作業にとって重要な議題、どのような調査の試み、どのような文献の問題を議題として取り上げて頂きたいのか、<http://eastmeetswest.european-patentoffice.org/forum>にご連絡下さい。

英語による韓国での審査登録状況
韓国の特許と実用新案の、より詳細な審査登録情報は現在、<http://eng.kipris.or.kr/>のKIPRIS(Korean Industrial Property Rights Information Service)ウェブサイトから英語で利用可能です。

2007年11月の始めに導入された、KIPRISのKPAの要約の英語表示の一部として、韓国特許文献について利用可能な基礎的な英語の審査登録情報を補う情報が、KIPRISの特許、実用新案調査サービスの“Details”ビューを通して利用可能です。全部で、63の最も重要な審査登録情報コードが現在までに英訳されており、より多くのコードが近い将来、翻訳されるでしょう。

しかしながら、韓国の特許または実用新案の経過情報全体をみるには、登録及び審判情報まで参照する必要があります。(現在韓国語でのみ利用可能です。)

機械翻訳された韓国語の全文がEPOを通して利用可能になりました

EPOの東アジアの特許情報チームは、韓国特許情報機関(KIPI)と協力協定を結びました、それによりユーザのためにKIPIのK2E-PATサービスから韓国の特許と実用新案文献の英語機械翻訳の検索が可能になります。

asiainfo@epo.orgにEPOの東アジア特許情報チーム宛に文献番号をお送り頂ければ、翻訳を注文できます。PDF形式でメールによって機械翻訳の全文を受けとれます。1文献あたりの価格は23ユーロです。支払いは請求書を発行するか、または預金口座から引き落とします。また、クレジットカードによる支払いも可能です。詳細はasiainfo@epo.org又は+43 1 52 126 4545にご連絡下さい。

論説

“光陰は矢のごとしというから気をつけることだ。

時間割を作るといいよ。”

(ゲーテ ファウスト第一部、池内 紀訳)

特許情報ニュースなどの技術刊行物の中でゲーテからの引用があれば、驚くかもしれませんが、しかし、この引用句は情報処理の最も重要な利点を詩的かつ適切に表現しています。すなわち優れた時間割は時間を節約します。

ラトヴィアの首都リガで開催された本年の会議も非常に成功しました。会議でされたプレゼンテーションとスピーチによって、調査や分類の専門家、EPC2000に取り組んでいるスタッフ、システムを作り上げる専門家がどれほどの尽力をしてくれているのかが明らかになりました。”時間割”がなければ、特許情報に気軽にアクセス出来る状況を私たちは提供できないでしょう。それにも関わらず、時間の節約はあまり見られません。ただ、これだけは言えます。もし1970年代に利用可能になったツールと方法を使用していなければ、増加し続ける特許文献を調査するのに十分な時間は無かったでしょう。

今年の年次大会は私が責任者として行う最後のものでした。ゲーテはこの点でも正

しかったのです。私が2003年に最初の論説を書いたのが昨日のこのように思われますが、時は本当に早く過ぎてしまいました。その年月の間、高いモチベーションとスキルを持ったスタッフとともに、ユーザと絶え間ない協議によって、決定を考え直したり評価をし直したりしながら、最新でかつ最良の成果を出す開発に携わってこられたことを誇りに感じています。

私の引退の日が近づくにつれて、私は1970年に特許の分野で働き始めた時を振り返っています。1974年以来、私は特許情報の中でほぼ間断なく働いてきました。私たちは未来の予測において、完璧な翻訳機械や概念を認識しながら内容に基づいて検索するシステムを夢見ています。また、図面から完璧な検索が出来ることも夢見しています。特に、人工知能、さらには「人工検索機」までも。

私が特許情報における私の人生から何かを学んだのなら、それは、未来が想像したものとはいつも異なるということです。私たちが1970年に達成するのを望んでいたことの多く、例えば、核を燃料とする車、知能を有する家庭内ロボット、月への毎日のフライトなどは具体化されま

せんでした。また、私たちが抱いていた不安の多くが杞憂であった一方、予期しなかったことがたくさん起こりました。国際政治の枠組の変動やインターネットの発展などです。

ですから、予測できなかったことを楽しみにしましょう、そして、不安が現実にならないことを望み続けましょう。

全ての皆様-読者の皆様、同僚の皆様、私の後継者にとって、特許情報の世界の未来が活気に満ちた、興味深いものとなることを願っております。



Wolfgang Pilch
Principal Director
Patent Information

中国特許情報

中国の無料インターネットデータベースの使用方法

ご存知のように、中国特許庁(SIPO)は現在、中国の特許情報について無料のオンラインで提供しています。その大部分には、英語の検索インタフェースがあります。しかしながら、多くのソースを結合することによって情報をより良くすることで、中国語のインタフェースでの検索と同じくらい有効なものとなる場合があります。

英語の検索インタフェース

お勧めの出発点は中国特許庁ウェブサイト(www.sipo.gov.cn/sipo_English/zljs/)の無料の英語検索マスクです。ここで、1985年以降の特許と実用新案を検索することができます。これは英語でのより複雑なプロフィールを入力できる唯一の検索マスクです。IPCのクラス、データ、およびキーワードが含まれています。しかし、データベースでの実用新案の要約の数には限りがあるため、「要約」におけるキーワード検索も特許についてのみヒットします。

検索結果により出願番号とタイトルを含むヒットリストが与えられます。リストにおけるエントリーの1つをクリックすると、関連書誌事項のデータと要約に導かれます。しかし、ここからはオリジナル文献をダウンロードすることができません。

オリジナル文献をダウンロードしたい場合、無料の「中国特許データベース」(CNPAT)を使用することができます。このデータベースは、2007年10月にSIPOの中国の特許情報センターによって改訂されました(www.cnpat.com.cn)。2つの検索マスクが利用可能です。「テーブル」検索では、様々な検索フィールドを論理演算子を使用して単一の「connect line」に結合することができます。「advance」検索では、まず個々の検索タームを入力し、「J」コマンドを使用して、それらを結合します。公開特許及び付与特許については、全文がTIFF形式で1ページずつダウンロードすることができます(“AlternaTIFF”ビューアーが必要です)。

この記事の執筆時には(2007年11月)、CNPATの英語の全ての予定されているインタフェースの機能は利用可能ではありませんでした。したがって、デザイン英語検索は可能でしたが、ナンバー検索のみが可能でした。英語で利用可能な書誌事項の情報があまり多くはありません、そして、図面へのリンクはまだ機能しておりません。

China Patent Database(CNPAT)の英語検索スクリーン



SIPO's Experimental Platform of Patent Information Services

2007年4月に、SIPOはウェブサイト上(<http://pub.cnipr.com/enpubisfts/>)で別の無料データベースの提供を始めました。名前が示すように、“The Experimental Platform of Patent Information Services” はテストプラトホームです。英語検索マスクは1985年から2006年までのデータだけへのアクセスを提供します。そして、現在、データベースはアップデートされていません。

“The Experimental Platform”は、英語での唯一の公的な中国からの審査登録情報源です。しかしながら、それに関するデータがアップデートされていないため、最新情報にアクセスするには、中国語の情報を使用しなければなりません。“The Experimental Platform”は2008年に完全稼働することになっています。

これらの英語の情報源を使用される際は、英語データが少なくとも3カ月遅れであることを心にとめておく必要があります。CNPATは毎月アップデートされます。そしてSIPOは3ヶ月毎にアップデートされます。

検索の補助としての中国語情報

SIPOが、全ての中国語のデータベースを毎週水曜日にアップデートしますので、それらが含む情報は英語の情報源のものよりも最新のものです。

ソース	データ範囲	更新頻度 (時間的ずれ)	利用可能データ	URL
SIPOウェブサイト(中国語)	特許、実用新案、デザイン (1985年以降)	毎週水曜日 (なし)	中国語書誌事項/要約、オリジナルの文献(A and B/C文献、TIFF、ページ毎)、中国語の審査登録情報	www.sipo.gov.cn/sipo/zljs/ /
SIPOウェブサイト(英語)	特許、実用新案(1985年以降)	4半期ごと (少なくとも3ヶ月)	特許の英語の書誌事項、要約(実用新案については完全ではない)	www.sipo.gov.cn/sipo_English/zljs/
China Patent Database (GNPAT)(英語)	特許、実用新案、デザイン (1985年以降)	毎月 (少なくとも3ヶ月)	特許の英語の書誌事項、要約、オリジナルの文献(A and B/C文献)	www.cnpat.com.cn
テストプラットフォーム(中国語)	特許、実用新案、デザイン (1985年以降)	毎週水曜日 (なし)	中国語の書誌事項、要約、オリジナルの文献(A and B/C文献、TIFF、全文献)、中国語の審査登録情報	https://pub.cnipr.com/pubpisfts/
テストプラットフォーム(英語)	特許、実用新案(1985年から2006年)	現在更新なし	英語の書誌事項、要約、オリジナルの文献(A文献のみ、TIFF、全文献)、英語の審査登録情報データ	http://pub.cnipr.com/enpubpisfts/
CNIPR database (中国語)	特許、実用新案、デザイン (1985年以降)	毎週水曜日 (なし)	無料:中国語の書誌事項/要約 有料:オリジナルの文献、中国語審査登録情報	www.cnipr.com.cn

文献の番号をご存知なら、中国のインターフェースの1つから全文をダウンロードすることができます。特に長い文献に関しては、SIPOのExperimental Platform of Patent Information Services(この中国語版は毎週更新されます、<http://pub.cnipr.com/pubpisfts/>) が最も簡単にダウンロードできます。ここで、ご希望の文献の全文を印刷するか、またはダウンロードすることができます。他のところでは、各ページを別々に印刷しなければなりません。オリジナル文献(TIFF形式)を見るためには、中国のウェブサイトから特別なビューアーをダウンロードして、インストールする必要があります。

公開番号を使用するとき、以下にご注意下さい: 公開特許出願の公開番号(A)が付与特許(B/C)の公開番号と異なっています。中国語のデータベースで「公開番号」の元で探す場合、公開特許出願のみが見つかります。公開番号では付与特許を見つけることが出来ません。2つの公開レベルをリンクするキーは出願番号です。検索マスクに出願番

号を入力しますと、オリジナル文献へのリンクを備える書誌事項のデータが与えられます。

明確に付与特許を検索する唯一のデータベースが、www.cnipr.com.cnにありますSIPOの“Intellectual Property Publishing House”(IPPH)に管理されるCNIPRデータベースです。ここで検索を付与特許に限定するためのボックスをクリックすることができます。全文を見るためには加入料を支払う必要がありますが、ゲストユーザ名を使用することで結果のリストを見ることが可能です。

より多くの検索情報

中国語に関する知識を持たずに、中国語でどのように検索するのか知りたい場合、EPOのウェブサイトwww.epo.org/patents/patent-information/east-asian/helpdesk/china/search.htmlの“Virtual Helpdesk - China”で利用可能な簡単なインストラクションで必要とすること全てを知ることが出来ます。

アジアからの特許情報

2006年8月16日以降出願されたPCT出願は指定国として自動的にマレーシアを含みます。

マレーシアは特許協力条約(PCT)の131番目の加盟国になりました。PCTへの加盟により、マレーシアの1983年特許法と1986年特許規則に多くの変化と追加を引き起こしました、また新しい14A条(特許協力条約の下における国際出願)が特許法に含まれました。また、マレーシアは優先日または出願日から18ヶ月の特許公開を始めました。

マレーシアは国際予備審査を行うための国際調査機関(ISA)としてEPO、オーストラリア、韓国の特許庁を任命しました。その他の詳細に関しては、<http://www.managingip.com/Article.aspx?ArticleID=1450524>をご参照下さい。

日本の知的所有権機関のリストは日本特許庁のウェブサイト利用可能です。

日本特許庁は日本の知的所有権に対処する政府系組織と非政府組織のリストを発表しました。詳細に関しては、www.jpo.go.jp/rirekie/index.htmをご参照ください。

インドネシアは、1966年以降のインドネシアのIPデータベースの検索サービスを提供しています。

インドネシアの特許庁ウェブサイトは、特許、実用新案、商標、工業デザイン、および著作権を検索するための無料の知的所有権電子図書館(IPDL)へのユーザアクセスを提供します。IPDLは書誌事項、要約(利用可能の場合)、図面、英語の審査登録情報、インドネシア語の全文を検索するための英語のインタフェースを有しています。IPDLは、1971年からの特許文献、1966年以降の商標と著作権情報、2001年以降のデザインを含んでいます。<http://ipdl.dgip.go.id/> で利用可能です。

韓国語はWIPOの10番目の公用語と選択されました。 WIPOによって公式に認められた8つの言語の中に日本語と中国語は既にありましたが、2007年9月のWIPOの国際会議で、韓国語とポルトガル語のリストへの追加が全員一致で採決されました。PCT出願をするとき、翻訳文を提出する必要はないのですから、PCTの公用語の1つとして認められることは、韓国語、ポルトガル語を話す出願人に相当の利便性があるでしょう。詳細は、<http://thes.eoultimes.com/ST/?url=/ST/db/read.php?id=5701> およびwww.wipo.int/pct/guide/en/gdv01/annexes/annexc/ax_c_kr.pdfをご参照ください。

PhilPATデータベースは、19

48年以降のフィリピンの工業所有権を含みます。

フィリピン特許庁は、特許、実用新案、およびデザインを検索するためのPhilPATデータベースへの無料のオンラインアクセスをユーザに提供します。データベースは書誌事項データ、英語の要約、図面を含んでいます。PhilPATはwww.ipophil.gov.ph/PatSearch/で利用可能です。

ドイツと日本の間の特許審査ハイウェイ(PPH)が2008年3月に始める予定です。

ドイツは、米国、韓国、イギリスに続き日本とのPPHプロジェクトに加わる4番目の国になるでしょう。試験計画は、2008年3月に計画されています、少なくとも2年間行われるでしょう。出典:www.jetro.de/j/patent/2007Sep_Oct/News.pdf

KIPOは9月に「韓国IPニュース季刊誌」の創刊号を発行しました。

この季刊誌は、政府機関、非政府機関の韓国知的財産権関係の活動、特許、実用新案、著作権のニュース及び情報、韓国の知的所有権の管理、保護、実施の情報を含みます。創刊号は、2007年7月に制定された特許法の修正、EPOとの優先権書類の交換の協定、および韓国の税関からの彼らが発見した侵害ケースに関する情報に関する記事を含んでい

ます。

www.kipo.go.kr/kpo2/user.tdf?a=user.english.main.BoardApp&catmenu=ek (News section)で利用可能です。

WIPOとKIPOはIP Panoramaと呼ばれるオンラインマルチメディアインターネット学習プログラムを始めました。

IP Panoramaは特許、商標、工業デザイン、企業秘密、著作権、特許情報、技術ライセンス、IP監査、および国際貿易におけるIPの10のインターネット学習モジュールを含んでいます。IP Panoramaインターネット学習プログラムは実際的な知的所有権知識に焦点を合わせており、SMEsが自分達の事業戦略で知的所有権を自分自身で利用して、管理することを目的としています。Korea Invention Promotion Association (KIPA)の技術支援とともに、WIPOと韓国の共同開発が行われました。プログラムはwww.wipo.int/sme/en/multimedia/で利用可能です。

2007年1月以降公開された中国のCDキュメントは審査官によって引用された先行技術文献のリストを含んでいます。

付与中国特許文献の最初のページのINIDコード56の下に審査官の名前とともに引用文献は有ります。

東アジアからのニュースにつきましては、<http://eastmeetswest.europeanpatentoffice.org/news>をご参照下さい。

[19] 中华人民共和国国家知识产权局 [51] Int. Cl. A01G 11/02 (2006.01)

[12] 发明专利说明书
专利号 ZL 200410092095.0

[45] 授权公告日 2007年1月3日 [11] 授权公告号 CN 1292634C

[22] 申请日 2004.11.3
[21] 申请号 200410092095.0
[73] 专利权人 杨志峰
地址 331126 江西省丰城市白土镇江下村中街组
[77] 发明人 杨志峰

[56] 参考文献
CN2503695Y 2002.8.17 A01G 11/02
CN2238525Y 1996.10.30 A01G 11/02
CN2397714Y 2000.9.27 A01G 11/02
CN87212333U 1988.10.26 A01G 11/02
审查员 杨雪玲

[74] 专利代理机构 江西省专利事务所
代理人 张文

INID Code 56
prior art documents cited
by examiner

ヨーロッパの特許システム

ロンドン協定は2008年前半に発効するように予定されており、付与後翻訳コストを削減する有効な手段と考えられます。ロンドン協定は2000年10月17日に多くの主要な締約国によってEPCに採用されました。7年後の2007年10月9日、フランス議会上院は、大多数で批准法案を承認しました。

協定の実施のために必要な3つの主要な国の一つであるフランスによる批准の後に、ロンドン協定は早ければ2008年の前半に実施するかもしれません。欧州特許制度の改良に真の躍進がもたらされるでしょう。

今日の状況

いったんヨーロッパ特許が付与されると、発明を商業的に完全利用できる前に、発明者は1つの最終的な障害に直面します。つまり、特許を適用したい国の言語へのヨーロッパ特許明細書のテキストの翻訳です。

この要件は別途費用が発生します。翻訳料金はヨーロッパ特許の総合的なコストの40パーセントになります。平均的金額は3,800EURです。技術分野、明細書のサイズ、言語によって、この数字は実質的に高い場合があります。

現在のシステムの大きな欠陥は公用語への翻訳が

ほとんど閲覧されないということですが、特許が侵害されて、裁判事件が起こる場合、判決前の特許の正本は、EPOによって権利が認められた文献になります(英語、フランス語またはドイツ語)。一方で、ヨーロッパ全域にわたる各国への翻訳は、無駄となっているのです。

ロンドン協定

簡略な付与後の言語体制
ロンドン協定の主な目的は全てのヨーロッパ特許に新しい付与後翻訳体制を導入することでコストを削減することです。

合意によって各国は、公用語に翻訳される付与特許の要件を完全または大部分放棄することにしました。また、フランス、ドイツ、イギリス、スイスなどのEPOの公用語の1つを公用語として持つ国は全体的に翻訳要件を省くのに同意します。

EPOの公用語の1つを公用

EPC締約国	署名	状態	寄託日
Croatia	----	加盟	31. 10. 2007
Denmark	17. 10. 2000	*	
France	29.06. 2001		
Germany	17. 10. 2000	批准	19. 02. 2004
Iceland	----	加盟	31. 08. 2004
Latvia	----	加盟	05. 04. 2005
Liechtenstein	17. 10. 2000	批准	23. 11. 2006
Luxembourg	20. 03. 2001	批准	18. 09. 2007
Monaco	17. 10. 2000	批准	12. 11. 2003
Netherlands	17. 10. 2000	批准	04. 10. 2006
Slovenia	----	加盟	18. 09. 2002
Sweden	17. 10. 2000	**	
Switzerland	17. 10. 2000	批准	12. 06. 2006
United Kingdom	17. 10. 2000	批准	15. 08. 2005

* 2003年6月4日デンマーク議会はロンドン条約実施のために同国特許法を修正したため、寄託日は同国政府によって同日に定められるでしょう。
** 2006年5月18日にスウェーデン議会はロンドン条約実施のために同条約を是認し同国特許法を修正したため、寄託日は同国政府によって同日に定められるでしょう。

語としない国は彼らの公用語に特許のクレームの翻訳(かなり短いものとなります)を要求する権利を持っています。例えば、オランダ、スウェーデン、およびデンマークなどです。また、それらの国はヨーロッパ特許の明細書を英語で提出することを要求できます。

その結果、特許権者は以下の利益を得ます。

- 翻訳コストのかなりの節約
- 翻訳の公開料の不要
- 弁理士料金の削減
- 包括的な解決策—英語だけでなく3つの言語の選択性

また、ロンドン協定は明確にEPOのデータベース及び esp@cenet で利用可能な特

許情報に影響を与えるでしょう。この点につきまして、Patent Information News で将来議論するつもりです。

加盟と批准状況

発効には、少なくとも8つの同盟国がロンドン協定を批准しなければなりません。8つの国には、1999年にほとんどのヨーロッパ特許が実施されたフランス、ドイツ、イギリスが含まれなければなりません(協定の第6条)。

EPC2000はユーザのニーズを考慮に入れているのだろうか？

2007年12月13日に施行される改定されたヨーロッパ特許条約(EPC2000)は、今年のリガでの特許情報会議の主要な話題の一つです。プレゼンテーションとワークショップで繰り返される議論は、スムーズな新しい条約導入のためにユーザは何を知り、EPOは何を行うかということでした。

かなりの注意を引く批判的なスピーチで、ステイーブ・アダムス(Magister Ltd.のCEO)は、EPOが特許情報サーチャーの必要とするものを適切に考慮に入れるための具体策を取らなければならぬと感じ、EPC2000によって影響を受けるいくつかの領域を強調しました。彼は、EPC2000のпатентファミリー、請求項と公開、および審査登録情報に対する影響について説明して、EPC2000のある条項の効果に関するユーザの心配を引き起こしました。

柔軟な出願の要件

アダムスはより柔軟な出願要件が特に心配されると述べました。例えば、最初の優先日より16ヶ月以内に行われればよい優先権主張(88条(1)、規定52(2))は、データが揃うまでは公開が遅れる、またはデータが揃わない公開となります。彼は優先権書類の揃わないEP-A書類の公開

を行わないようにお願いしました。EPOの代表は優先権主張の遅れがA公開の遅れとはならない確認しました。通常A公開の書誌事項は現行法の下と同じ程度信用できるものであり、遅い優先権主張についても含みます。しかしユーザはEP-A8修正文献の増加に気をつけるべきです。

EPC2000の下では、EPOはパリ条約を締結していなくても、WTOの同盟国からの優先権主張を将来的に受け入れます。新しい優先権主張はINID code category (30)に含まれます。

その他の補足事項

EPC2000では当初の出願で請求項の提出を任意としています(規則40、58)。これはA公開の遅れとなるでしょう。EPOはクレームの無い場合、A公開は行わないと述べました。しかし、18ヶ月の公開近くにクレームの提出の案内を送ると述べました。ユーザはEP-A2、

EP-A3公開の増加を予想できますがEP-A9修正公開の数には影響がないように思われます。A公開のフロントページには出願後に提出された請求項については新しい項目が増えます(規則68(4)EPC)。Missing/late-filed parts (e.g. description, drawings)又は権利の回復の請求です

審査登録情報

EPC2000は、新しいEP-B3のような新しい文献を導入します。それらは、限定手続きの元、再審査された特許について公開されます。アダムスは新しいコードとその意味の詳細についてEPOは説明しなければならぬと指摘しました。特に公開の流れの説明を指摘しました(before and /or after a B2)。彼の視点では、B3コードの実際の使用には、さらに説明が必要です。しかしEPOは、B3文献は2008年4月までは現れないため、問題を解決するに十分な時間があると述べ

ました。

限定手続きナンバーについての情報は特許情報供給者にとって重要であると考えられます。限定手続きナンバリングはEBD xml D ATA streamの一部となります。詳細につきましては、<http://docs.epoline.org/ebd/xmlinfo.htm>をご参照下さい。

実施中の規定のリナンバリングは、例えば、Rule51(4) EPC1973はRule71(3)EPC2000になりました。規則51(4)は登録又はfile inspectionに含まれなくなります。代わりに混乱をさけるために、短い文章が付け加えられました。

質問、詳細につきましては、epc2000comm@epo.orgのEPO teamまでご連絡下さい。

権利付与後のデータ

審査登録情報データベース： 付与後のヨーロッパ特許についての新しい情報

2003年の全体的な見直し以来、審査登録情報データベースの改善のため多くがなされてきました。PCT国内移行の情報量の大きな改善と全ての主要国のsupplementary protection certificatesの包括は、進歩があった2つのエリアです。

この強い基礎の下で、この秋さらに、付与後にEPO各国の責任となるヨーロッパ特許の審査登録情報に、多くの新しいデータが含まれるようになります。この「付与後」のデータはEPOの料金管理サービスからのもので、EPOは締約国から特許更新料金のEPO分を徴収します。

EP特許付与後の各国での消滅に関する現行の情報は以下の追加情報を含むものに移行します。

- 料金未払いのための消滅
- 明細書の翻訳を提出しないため、又は期限内に料金を支払わなかったための消滅
- 保護終了のための消滅
- 出願人の放棄による消滅
- 居住国での住所を提示しないための消滅

■ 国家機関の決定による取り消し

約360万件の新しいEP付与後消滅記録(新しいコード:EP PG25)が加えられ、古いEP25コードの220万件の記録が消去されます。新旧の記録の数の違いは、長年、9ヶ月の異議申立期間だけ消滅が記録されていたためです。新しい取り決めでは各国の機関によってEPOに連絡された全ての消滅が、データベースに掲載されます。

消滅情報に加えて、各国の機関によりEPOに知らされた復帰情報も含まれません(new PRS code EP PGRI)。データには復帰情報と復帰がされた国が含まれます。

全てのヨーロッパ特許について、締約国での最新年金支払い情報が含まれま

す。消滅情報はこのように全ての締約国の特許庁から確実に補完されます。コードはEG PGFPです。

ここには以下の情報が含まれます。

- 支払日
- 支払いが行われた年
- 支払いが行われた国

支払い情報を審査登録情報情報に包括するタイムスケジュールについては、2007年51週からの約12バッチのバックファイルがアップロードされます。平行して料金管理データベースよりフロントファイルデータが毎月抽出され、審査登録情報情報にアップロードされます。

例:

従来の消滅情報:

PRS Date: 2004/01/21
PRS Code: 25
消滅コード:

- 各国特許庁から付与後情報によりEPOに通知された消滅
国別コード: ES
効力発生日: 20020313

今後の消滅情報:

PRS Date : 2002/03/13
PRS Code : PG25
消滅コード:

- 各国特許庁から付与後情報によりEPOに通知された消滅
国別コード: ES
年金不払いによる消滅の追加情報
効力発生日: 20020313

Contents of a fee payment event:

PRS Date: 2005/11/30
PRS Code: PGFP
消滅コード:

+ 年金支払い
国別コード: AT
年金支払日: 2005/08/11
効力発生日: 2005/08/31
年金シリアル番号: 5

開かれた特許サービス

公正使用の定め:

EPOフリーオンラインデータベース使用コード

1998年のesp@cenetサービス導入以来、使用量は増加し、毎日20000のIPアドレスが利用されています。2003年にはOpen Patent Service (OPS) を開始しました。OPSはesp@cenetと同じデータを供給しますが、マシンからマシンへの伝達で供給します。そして自動アクセスを促進し、人向けのesp@cenetからより特化したプラットフォームへ移行させます。

外部のイベント

科学と産業の交流

最初の情報検索容易化シンポジウムが今年最初にウィーンで開かれました。

オーストリアのMatrixware社が知識の移動のため、そしてIRサーチャーと産業の間の交流を容易にするプラットフォームと表したよ

EPO世界特許情報への2つのアクセスルートの使用はかなりのレベルに達しました。これとEPOのデータベースの制限により、ユーザおよびEPOのために、ユーザに"fair behavior"を呼びかける必要が発生しました。その結果、EPOは"fair use" charterを作成しました。これは、esp@cenetおよびOPSで利用可能です。Charterは以下の原理にもとづいています。

- 人がいつも優先される
- esp@cenetサービスは人にとっておく
- OPSは自動アクセス用、

うに、シンポジウムは、産業への応用の開発研究へのサポートを目的としたものです。

Francisco Weber (Matrixware社CEO)によると、特許は競合社に対する自社の技術的、経済的な自立性を高めるための手段であると述べました。産業にとって、特に、特許は応用研究開発活動の重要

しかし

- OPSは大きなデータのユーザ(大量のデータをダウンロードしたり、OPSとユーザのソフトウェアを統合したいユーザ)には用いられません
- 大きなデータのユーザは、申し出て頂き、OPSアクセスのためのIPアドレスを提供いたします。
- データユーザ協定に署名頂く
- 規則を遵守頂く

fair use charterを遵守頂く事で、スムーズなオンライ

な指針であり、革新の過程の基礎です。シンポジウムの目的は、開発と産業の間の橋となる解決に向けた対話を図ること、そしてシナジーを利用することです。産業界と科学分野から100名以上の代表が参加し、データの質と言語の障害、データの価値と情報専門家のためのツール等を話し合いました。議論の中から起こった提案の1つに、

ンサービスとデータソースの有効活用につながります。

もしご質問ございましたら、ops@epo.orgへご連絡下さい。詳細につきましては、以下ご参照下さい。

■ http://ep.espacenet.com/?locale=en_EP&view=fairusecharter

■ <http://ops.espacenet.com/fairusecharter.html>

情報の検索と理解の容易化のための特許文献の標準化のために、より多くの作業の必要がありました。シンポジウムの最終場面で8つのワーキンググループが設置され、対話の継続とともにその基準を探ることになりました。詳細につきましては、www.ir-facility.org又はwww.matrixware.atをご参照下さい。

公開コーナー

公開コーナーは Patent Information News の定期的な記事であり、読者に EPO 公開の統計と一般的な情報を提供します。

EP-A₁: サーチレポートとともに公開された EP 出願

EP-A₂: サーチレポートなしに公開された EP 出願

EP-A₃: サーチレポート

EP-B₁: EP 明細書

EP-B₂: 補正 EP 明細書

注意: この表には PCT 経由の EP 出願は含まれていません。これらは WIPO によって公開され、英語、フランス語、ドイツ語以外の言語でなければ、EPO に利用可能となりません。現在、EP 出願の 70% が PCT ルートの出願です。

EP 公開特許(07/Jan-Dec)

	2007 年週平均	Jan-Dec 計	2006 年比
EP-A 文書			
EP-A1	815	42354	-1.0%
EP-A2	423	21991	8.3%
EP-A1+A2	1238	64345	2.0%
EP-A1/A1+A2	65.8%		
EP-A3	333	17545	-14.9%
EP-B 文書			
EP-B1+B2	1068	55524	-12.6%

ESPACE BULLETIN – 競合社の活動を監視するための理想的なツール

European Patent Bulletinの電子版ESPACE BULLETINは、競合社の活動を監視する理想的なツールです。

ESPASEはCD-ROMとDVD-ROMを連想しますが、一形態にすぎません。MIMOSA Version 5と共に導入された完全に検索可能なバージョンのこのBulletinはオンラインで利用可能です。一方MIMOSA Version 6の開始は、ユーザに安全なアクセスと、どこでも重要な特許情報へのアクセスを可能とする優れたインターネットアクセスモジュールを導入しました。

ESPASE BULLETINは他のサービスにはない以下の利点を有します。

- 74までの基準を監視可能です
- 監視する事例に数の制限はありません
- 簡略なmaskと多機能なmaskがブール形式を用いた複合的な式を可能とします。
- 分かりやすいオンライン、オフライン検索
- 国ごとにプロフィールが保存
- 様々な形式で結果を表示可能(text database)
- IPC、発明者、出願人、発明の名称等を追加して結果リストを表示可能

TRAINING

2008年セミナーカレンダー

2008年特許情報セミナープログラムは1月に利用可能です。2007年のEPO特許情報上級セミナーの成功に続き、来年は、より上級な2つのセミナーを予定しています。もちろん初心者コースも用意されています。プログラムは特許ポートフォリオ評価(IPscore)とEPO世界特許統計データベースに特色があります。

EPOは”virtual classroom”オンライントレーニングシリーズも続けます。ほかのトレーニングイベントもプログラムに追加されました。これらのオンラインコースは無料です。インターネットを通して参加し、EPOのトレーナーおよび他の参加者につながっています。詳細につきましてはwww.epo.org/learning 又はtraining.vienna@epo.orgのRoland Feinaugleにご連絡下さい。特許情報トレーニングのemailアラートにつき

- 他のEPO Onlineのesp@cenet、Register Plusとの互換性

ESPASE BULLETINの試用につきましては、ePAL@epo.orgのePAL teamまでご連絡下さい。

フリートライアル

ESPASE databaseは試用期間中に限り無料で以下で利用可能となります。www.epo.org/patents/patent-information/subscription/mimosa.html

オンラインを利用するための情報を記載したメールをお送りさせていただきます。最新のMIMOSAユーザインターフェースは以下でダウンロード可能です。http://mimosa.european-patent-office.org/index_en.php。そしてWindows PCにインストールして下さい。(administrator rightsは必要ございません。)

MIMOSAは、Windows 2000、Windows XP、Windows Vistaで動作します。

ましては、<https://secure.epo.org/patents/email/pi-training/index.en.php>でオンラインフォームをご利用下さい。

- 特許情報関係のトレーニングコースの表示には、www.epo.org/topics/ip-events/patent-event-search.htmlのsearchable databaseの“Topics”ドロップダウンリストから”Patent documentation and information”を選んでください。
- EPOイベントの結果に限定してアクセスするには、“Event Provider”ドロップダウンリストで”EPO training events”を選んでください。
- “virtual classroom”セミナーだけを選択するには、“Medium”フィールドで”Online training”を選んでください。

Some important

telephone numbers

esp@cenet helpdesk

Tel.: +43 1 52126 4051

Fax: +43 1 52126 4533

e-mail: espacenet@epo.org

Electronic publications

advice line

Tel.: +43 1 52126 2411

Fax: +43 1 52126 2492

e-mail: epal@epo.org

INPADOC helpdesk

Tel.: +43 1 52126 115

Fax: +43 1 52126 3292

e-mail: inpadoc@epo.org

Asian patent information

Tel.: +43 1 52126 4545

Fax: +43 1 52126 4197

e-mail: asiainfo@epo.org

Training

Tel.: +43 1 52126 1043

Fax: +43 1 52126 4533

e-mail: training.vienna@epo.org

Subscriptions

Tel.: +43 1 52126 4546

Fax: +43 1 52126 2492

e-mail: subs@epo.org

Paper publications

Tel.: +43 1 52126 4548

Fax: +43 1 52126 2491

e-mail: docdeliv@epo.org

Switchboard

Tel.: +43 1 52126 0

EPO Customer Services are open for your enquiries on all matters relating to European patents:

Tel.: +49 89 2399 4636,

e-mail: info@epo.org

世界特許情報

次回のPatent Information News Issue 4では

以下の話題をとりあげます。

- 改善された特許マップのためのstopword listの理解とカスタマイズ
- EPOの厳格な特許性の基準、出願取り下げへの洞察
- 特許と特許文献戦略ー光電子工学の場合
- 米国外国人財産管理文献: 第二次世界大戦以

後の先行技術の遺産

- IPオーストラリアへのオンラインアクセス
 - 世界電気通信の確立における特許の役割
 - イギリス特許法1907の制定100周年
 - Harry Allcock: IPI Award 2007
 - インターネット上の特許、商標、デザインのニュース
- 編集長(マイク・ブラックマン)

は、ジャーナルへの記事を受け取り、いつも嬉しく思っております。ご連絡は以下でお願いいたします。

mblackmanwpi@tiscali.co.uk

詳しい情報は以下で利用可能です。

<http://www.elsevier.com/locate/worpatin>

EPO特許情報会議2008ストックホルム

次回の特許情報会議は2008年10月28から30日にストックホルムで開催されます。プログラムについては春ごろに決まります。このイベントのeメールア

ラートに登録を希望される場合、以下のオンラインフォームをご利用下さい。

www.epo.org/about-us/events/pi-conference-2007.html

EPO特許情報会議2007



EPO特許情報会議2007はラトビアの首都リガで10月16から18日に開催されました。他の記事にも記載しましたように中国特許情報へのアクセスと差し迫ったヨーロッパ特許条約の改

正(EPC2000)が話題の中心でした。

この会議の詳細については以下をご参照下さい。またワークショップ、プレゼンテーションのレポートもダウンロード可能です。

www.epo.org/about-us/events/pi-conference-2007.html